1926年～

健康保険組合の誕生



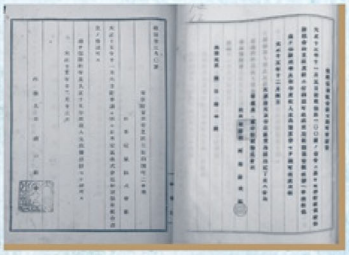
職場から生まれた、支え合いの仕組み

1926年、健康保険法の全面施行に先立ち、最初期の健保組合が誕生しました。事業主と被保険者が保険料を負担し、職場の実情に応じて自ら運営する、現場主体の仕組みが形になりました。

1926

11月5日、初めての「健康保険組合」が誕生

健康保険法の全面施行に先立ち、初めての健康保険組合が誕生しました。これ以降、健保組合の設立が続きました。



1927

1月1日、健康保険法全面施行

この時点で316の健保組合が認可され、健保組合の被保険者数は約80万人に達していました。

1935

4月1日、初めての「総合健康保険組合」が設立

健保法施行当初は、認可方針や財政不安等の指摘もあり、「単一健康保険組合」のみが設立認可されたが、関係者の尽力により、初の「総合健康保険組合」設立となりました。